

# 令和3年度 目黒区地域公共交通会議【第1回】

日時：令和4年3月22日（火）10：00～11：30

場所：中目黒住区会議室 第5・6会議室

（目黒区中目黒2-10-13

中目黒スクエア内2階）

## 次 第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 目黒区地域公共交通会議設置要綱及び傍聴要綱
- 4 報告事項
  - （1）目黒区の現状と課題について
  - （2）地域交通導入に向けた地域の取組について
  - （3）今後の進め方について
- 5 その他
- 6 閉会

### <配布資料>

- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 資料1 | 目黒区地域公共交通会議委員名簿     |
| 資料2 | 目黒区地域公共交通会議設置要綱     |
| 資料3 | 目黒区地域公共交通会議傍聴要綱（案）  |
| 資料4 | 目黒区の現状と課題について       |
| 資料5 | 地域交通導入に向けた地域の取組について |
| 資料6 | 今後の進め方について          |

以 上

## 目黒区地域公共交通会議委員

(敬称略)

No.	委員	所属	氏名
1	目黒区	都市整備部長	中澤 英作
2		都市計画課長	千葉 富美子
3		みどり土木政策課長	高橋 広
4	一般乗合旅客自動車運 送事業者の代表者又は その指名する者	東京都交通局自動車部計画課長	島崎 健一
5		東急バス株式会社 運輸事業部運輸計画部計画課長	原山 大輔
6		小田急バス株式会社運輸計画部課長	小泉 裕樹
7	一般旅客自動車運送事 業者が組織する団体の 代表者又はその指名す る者	一般社団法人東京バス協会乗合業務 部長	米澤 暁裕
8		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー 協会業務部長	小池 毅
9	区民	目黒区町会連合会	三柴 伸生
10		目黒区商店街連合会	諏訪 尊
11		目黒区老人クラブ連合会	山口 武志
12		公募	池内 卓
13		公募	川原 寛子
14	国土交通省関東運輸局 長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官	小泉 伸介
15	一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体 の代表者又はその指名 する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長	佐藤 尚宣
16		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイタク部会事務長	久我 恒夫
17	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長	松崎 暁
18		東京都建設局 第二建設事務所管理課長	鈴木 義治
19		目黒区都市整備部土木管理課長	澤田 雅之
20	交通管理者	警視庁交通部交通規制課課長代理	森 勝利
21		警視庁目黒警察署交通課長	菊池 あさみ
22		警視庁碑文谷警察署交通課長	山下 憲雄
23	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部 准教授	稲垣 具志

## 目黒区地域公共交通会議設置要綱

令和 3 年 1 1 月 1 6 日  
目都政第 1 0 3 4 号

## (目的)

第 1 条 目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）施行規則第 9 条の 3 の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保やその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

## (組織)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 目黒区都市整備部長
  - (2) 目黒区都市整備部都市計画課長
  - (3) 目黒区都市整備部みどり土木政策課長
  - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
  - (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
  - (6) 区民
  - (7) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
  - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
  - (9) 道路管理者
  - (10) 交通管理者
  - (11) 学識経験者
  - (12) その他区長が必要と認める者
- 2 前項第 4 号から第 1 2 号までの委員は、区長が委嘱する。任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。
- 3 委員が任期中に、第 1 項第 4 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 1 1 号までの職を離れた場合は新たな委員を委嘱又は任命できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 第 1 項第 6 号及び第 1 1 号に掲げる委員については、都市整備部みどり土木政策課において指名した者とする。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者をこれに充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第5条 交通会議は会長が召集し、議事を進行する。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 第3条第1項第4号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として交通会議に出席させることができる。

4 交通会議の議決を要する事項は、出席委員（前項の代理人を含む。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は出席委員の3分の2以上で決する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

6 交通会議の庶務は、都市整備部みどり土木政策課において処理する。

(会議の公開)

第6条 交通会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 交通会議において取り扱う情報が、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）第7条各号に該当するとき。

(2) 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月16日より施行する。

## 目黒区地域公共交通会議傍聴要綱（案）

令和 4 年 月 日  
目 都 政 第 号

## （目的）

第 1 条 この要綱は、目黒区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会議の公開に関し円滑かつ公正な議事運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

## （会議の公開）

第 2 条 交通会議は、目黒区情報公開条例（平成 12 年 12 月目黒区条例第 58 号）第 7 条に規定する不開示情報に係る調査審議をする場合その他審議会が公開することが適当でないと認める場合は、会議を公開しないことができる。

## （会議の傍聴）

第 3 条 交通会議の議事を傍聴しようとする者は、会議の事前に、傍聴申請書に自己の住所・氏名を記入し、係員に提示して、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴者は会長の指示する席に着かなければならない。

## （傍聴席に入ることができない者）

第 4 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、ヘルメットの類を携帯又は着用している者
- 四 録音機、写真機、映写機等の撮影、録音を目的とする機器類を携帯している者。ただし第七条の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- 五 その他会議を妨害し、又は人に迷惑をおよぼすおそれのある物を携帯している者

## （定員）

第 5 条 傍聴人の数は、会長が定める。

## （議場の立入禁止）

第 6 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 二 飲食又は喫煙をしないこと。
- 三 はちまき又はたすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- 四 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 五 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- 六 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 七 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者を除く。

(反則の取締)

第9条 傍聴人が、この規則に違反したときは、会長は、これに退場を命ずることができる。

第10条 会長が傍聴禁止を宣告し、または退場を命じたときは、傍聴人は、速かに退場しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

付則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

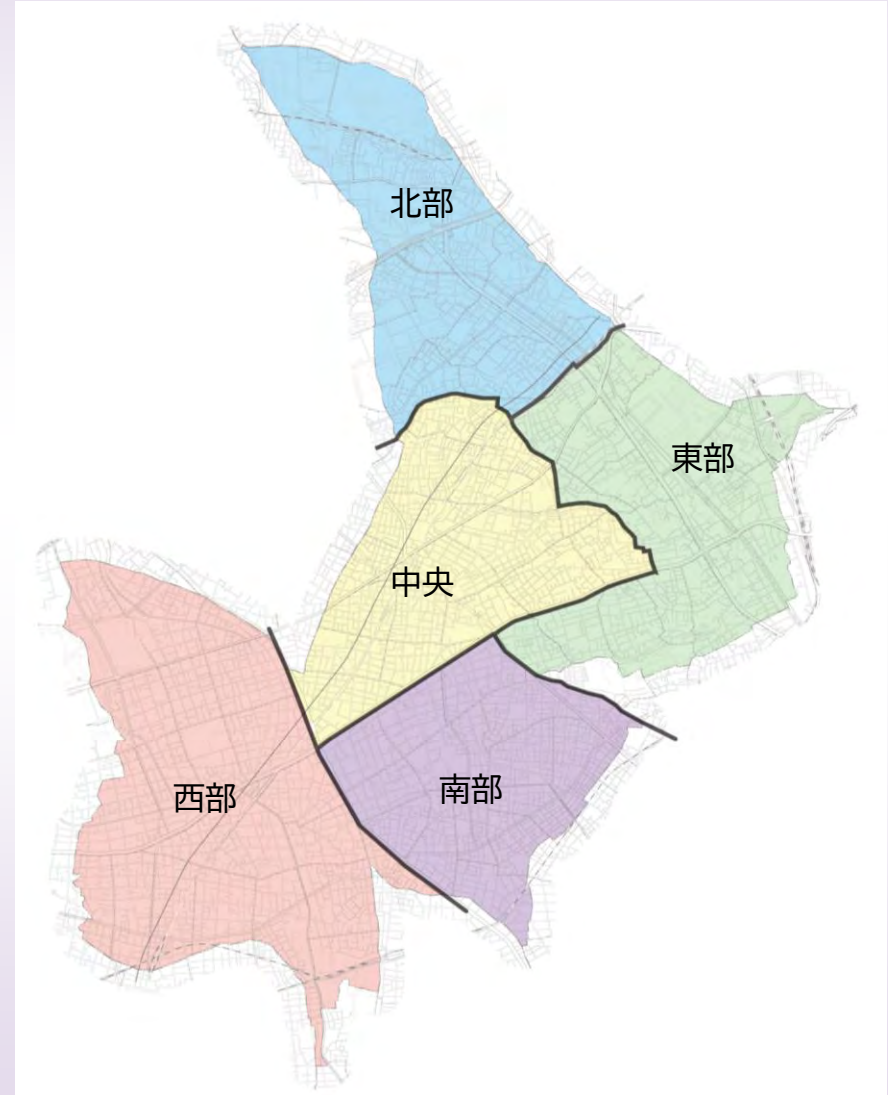
# 目黒区の現状と課題

# 1.目黒区の位置図

目黒区は、東京23区の南西部に位置し、渋谷区、品川区、世田谷区、大田区に隣接しています。



目黒区の位置



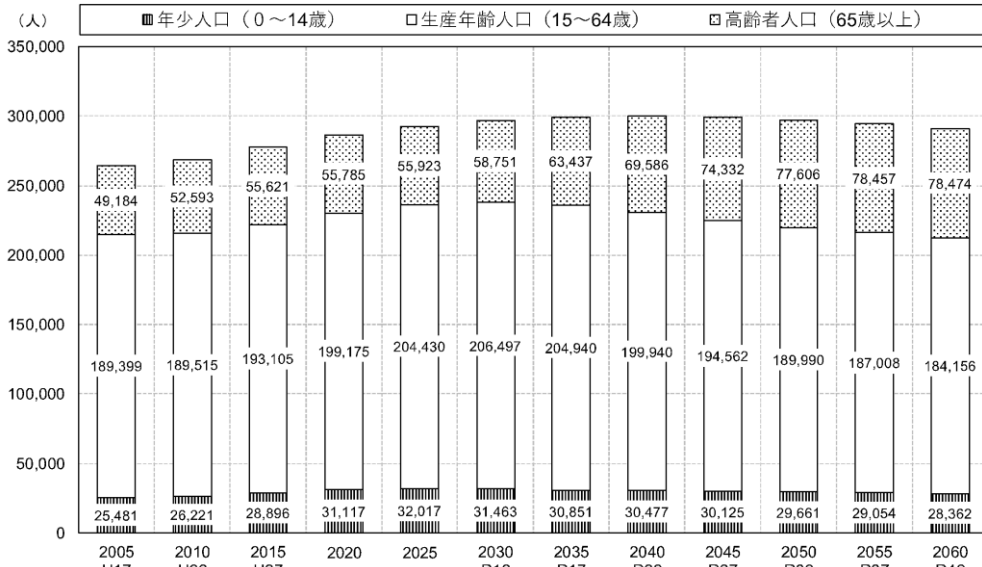
目黒区の5地区



# 2. 高齢化の状況

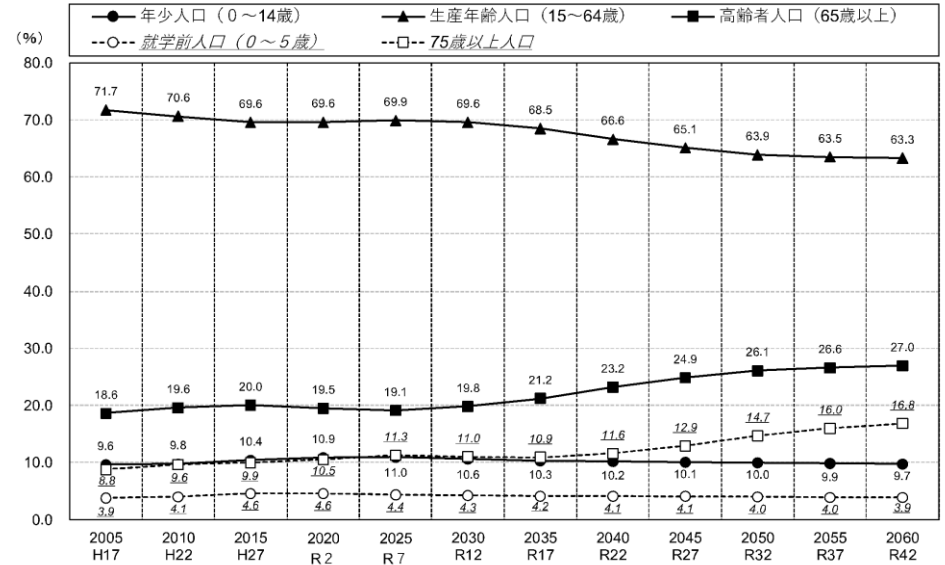
目黒区では2020年時点で高齢者(65歳以上)の比率は約2割ですが、今後は比率が高くなっていく見込みとなっており、2060年には3割近くになると予測されています。

年齢階層別（3区分）人口（基本推計）



目黒区の年齢階層の人口

年齢階層（5区分）人口比率（基本推計）



※構成比の内訳は、小数点第2位以下の表示の関係で、合計は必ずしも100%にはならない。

目黒区の年齢階層別の人口比率

【出典：目黒区 人口・世帯数の予測(令和3年3月)】

# 3. 運行する鉄道

目黒区内では東急電鉄、京王電鉄、JR、東京メトロの4社の事業者が鉄道を運行しており、東急電鉄は4路線、京王電鉄は1路線、JR 線は2路線、東京メトロは1路線が区内を通っています。

目黒区内を通る鉄道路線および駅

事業者	路線	駅	
		区内	隣接区
東急電鉄	東横線	中目黒* 祐天寺 学芸大学 都立大学 自由が丘*	代官山
	大井町線	自由が丘* 緑ヶ丘	大岡山*
	目黒線	洗足	目黒* 不動前 西小山 武蔵小山 大岡山*
	田園都市線	池尻大橋	駒沢大学
京王電鉄	井の頭線	駒場東大前	神泉 池ノ上
東日本旅客鉄道 (JR)	山手線/埼京線 (重複区間)		恵比寿* 目黒*
東京メトロ	日比谷線	中目黒*	恵比寿*

※: 複数路線が通る駅を示す



目黒区の鉄道網図

## 4. 運行する路線バス

路線バスは東急バス、小田急バスの2社が運行しています。比較的幅員の広い道路では、概ねバス路線の運行ルートとなっています。

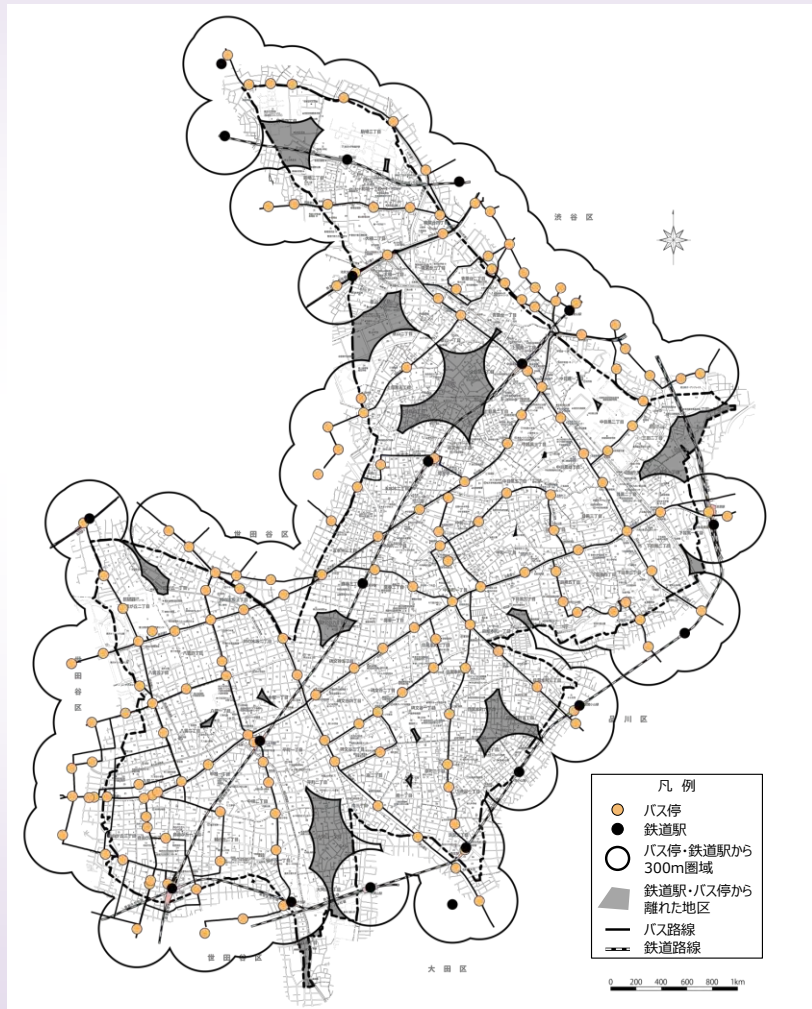


目黒区 of バス停路線図

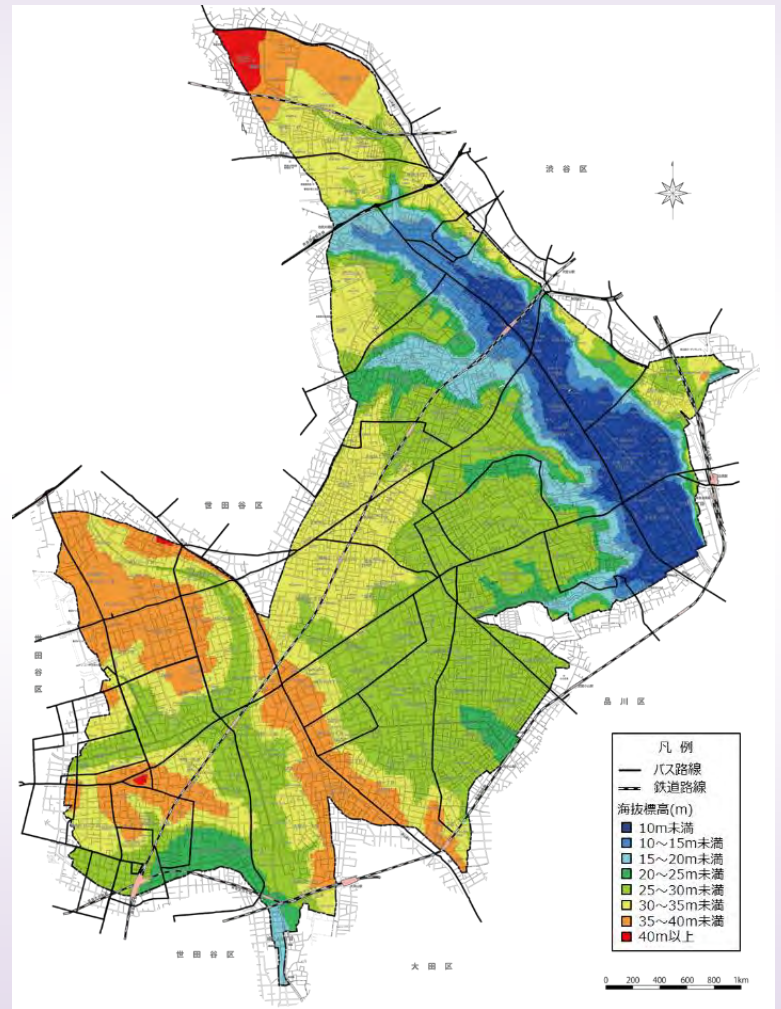


# 5. 公共交通サービスエリアと起伏の状況

目黒区はほとんどの地域が駅・バス停から300m圏内にあり、圏域外となるまとまった地域が比較的少ない状況です。また、区内の高低差は、東部で低く、西部や北端部で高くなっています。



目黒区内の鉄道駅・バス停から離れた地域

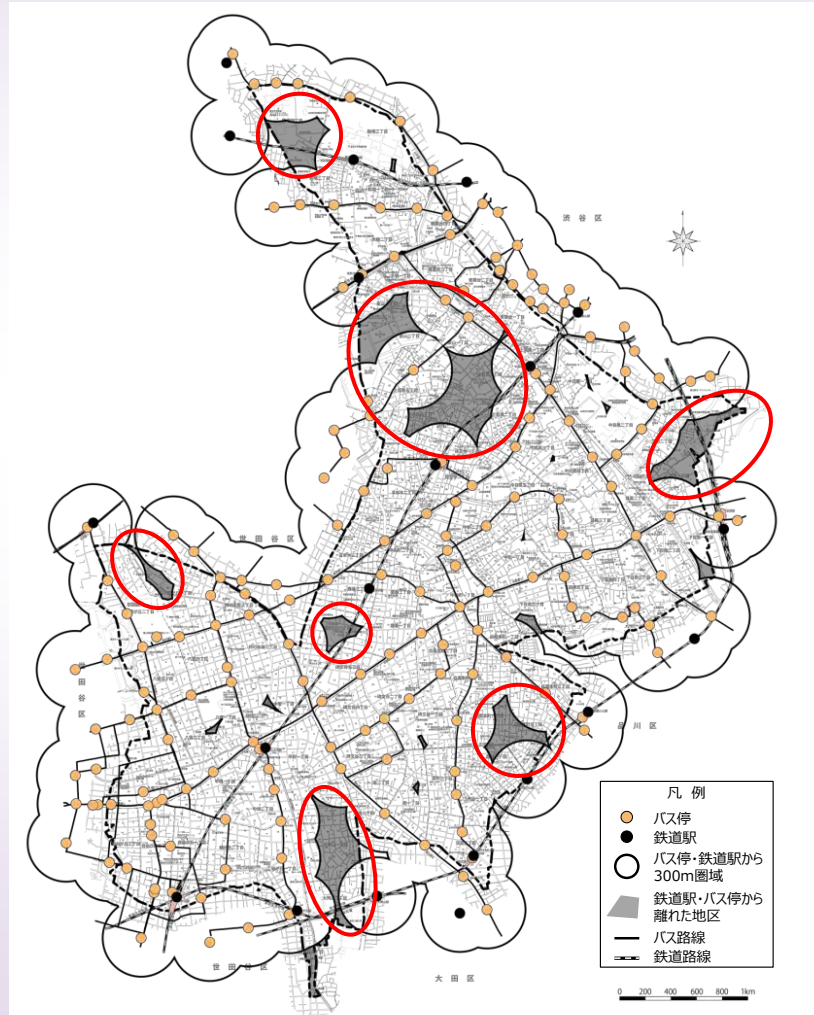


目黒区内の起伏

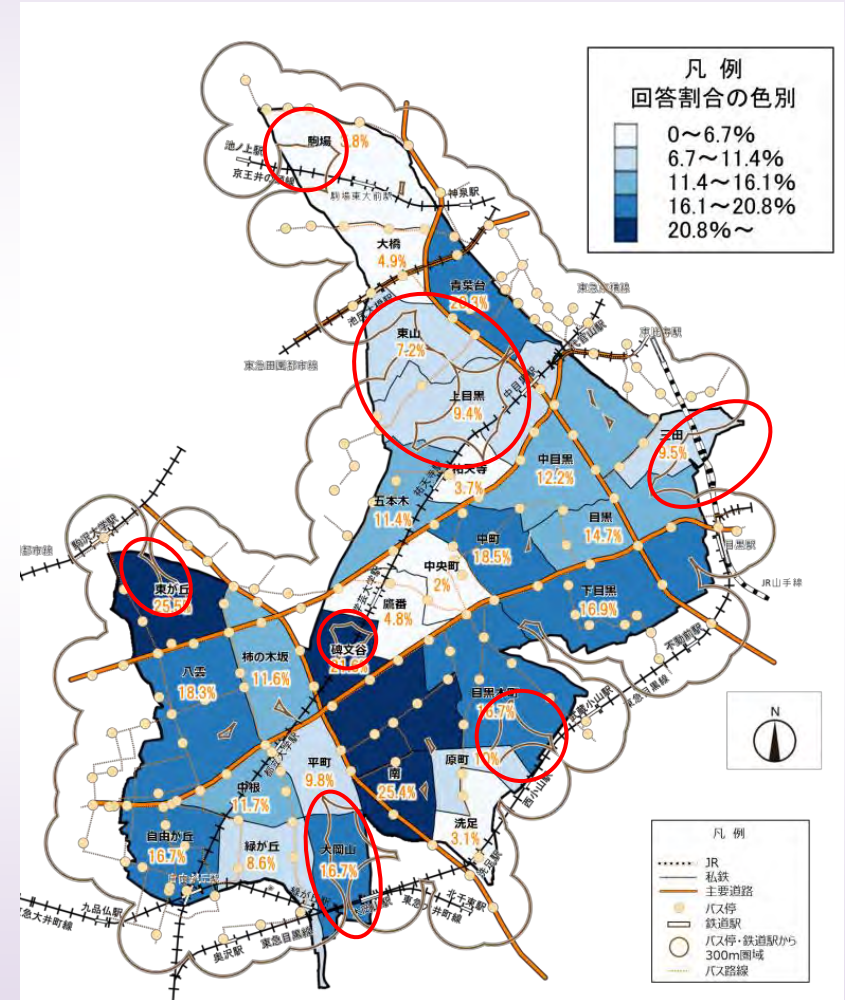
# 6.アンケート調査による移動不便地域

アンケート調査による「距離による移動が不便と感じる地域」の結果と、「鉄道駅・バス停から離れた地域」を比較すると、不便と感じる地域の回答割合が高い地域と必ずしも一致しませんでした。

アンケート調査: 令和2年5月に実施



鉄道駅・バス停から離れた地域



距離による移動が不便と感じる地域

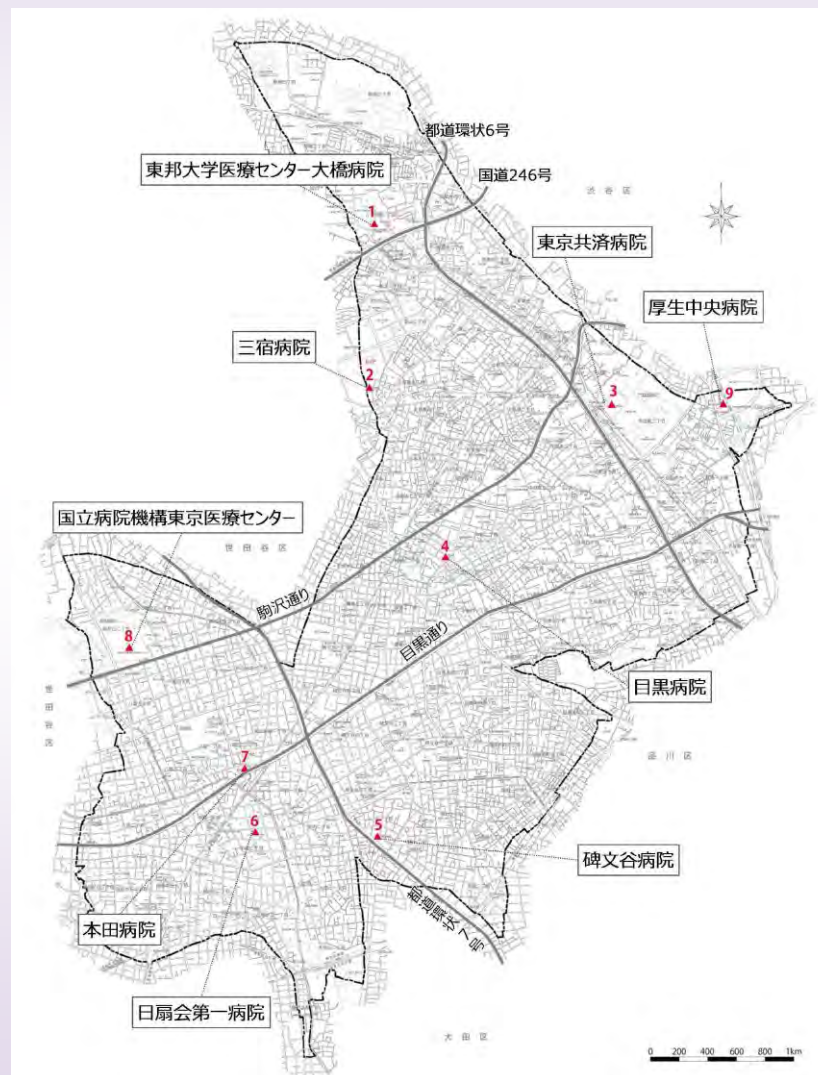


# 7. 医療施設の立地状況

目黒区内では救急医療施設が9箇所あり、国道や都道の近くに立地されていますが、三宿病院と厚生中央病院がやや離れた位置に立地しています。

目黒区内における医療施設

No.	施設名
1	東邦大学医療センター大橋病院
2	三宿病院
3	東京共済病院
4	目黒病院
5	碑文谷病院
6	日扇会第一病院
7	本田病院
8	国立病院機構東京医療センター
9	厚生中央病院



医療施設配置図

# 8. 道路幅員

目黒区道は幅員6.0m 未満の道路が多く平均幅員は4.8mと狭い状況で、路線バスは幅員の広い幹線道路等で運行されています。



区道の道路幅員図

# 9.区の現状から得られた留意事項

これまでの地域の現状に関する整理から得られた、地域交通導入の際に留意する必要がある要素を整理しました。

## 現状整理からの留意事項

分類	整理項目	地域交通に関する留意事項
1. 人口の現況整理	人口	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 年少人口及び生産年齢人口減少の傾向と老年人口の増加</li><li>・ 高齢層における運転免許返納数増加の傾向</li><li>➤ 高齢者等、自家用車を利用することのできない住民の増加にともなう移動支援に留意が必要である。</li></ul>
2. 公共交通の現状整理	鉄道	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 鉄道駅は区内に分散して立地しているものの、区域により最寄り駅までの距離に差がある</li><li>➤ 鉄道利用のニーズを踏まえ、端末交通として利用可能な公共交通体系の整備に留意する必要がある。</li></ul>
	バス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広幅員の道路では区内全域にわたってバスが運行されている</li><li>➤ 新たな地域交通の導入にあたっては、既存路線バスと競合させないよう留意が必要である。</li></ul>
3. 施設配置の現況整理	施設配置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 商業施設、医療施設などの日常的に利用する施設の配置や接道の状況</li><li>➤ 日常的な移動にともなうニーズ把握や継続可能な移動方法に留意する必要がある。</li></ul>
4. 道路の現状整理	道路幅員	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区道のほとんどが幅員6.0m 未満</li><li>➤ 高齢者の居住地に関わらず近隣の道路を通行可能な車両の導入に留意する必要がある。</li></ul>



# 10.地域交通に対する支援方針の策定

目黒区では令和2年6月に、移動に関する地域特有の困りごとを解決するための取組に対して支援することを目的とした支援方針を策定しました。

移動の不便さは、駅・バス停からの距離だけでなく、坂道や体力的なハンデのある人の多さによって、その感じ方に地域差が生じるため、地域から具体的な困りごとを確認して進めることとしました。地域の身近な移動手段の確保を地域街づくりの課題の一つととらえ、地域住民のみなさんに計画の段階から検討いただき、「地域」、「行政」、「事業者」の3者が連携・協力しながらそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

## 地域交通の導入に向けた3者の役割

### 地域の役割

地域が設立する検討組織(以下、「検討会」という。)において、地域交通導入に向けた検討を行い、地域交通の継続的な運行を目指した取組を実施



地域交通を地域住民が積極的に利用し、守り育てていくという意識のもと、地域住民が一体となって検討し、計画、運行、利用促進に関する取組を実施

### 行政の役割

地域交通導入に向けた情報提供や技術的なアドバイス、関係機関との協議、一部経費の支援



地域交通に関する検討を行うにあたって、情報提供や検討会の運営支援、専門家派遣等による技術的なアドバイス、また関係機関との調整、運行状況のモニタリング、地域交通導入・運行に伴う経費の一部支援

### 事業者の役割

地域交通の導入に関する各種手続きに対する支援、安全で安心な地域交通の運行



地域交通支援に伴う実験運行や本格運行の実施、また地域交通運行にあたって必要となる現場調査や諸手続き等について協力

# 11.地域交通に関する説明会の開催

令和2年10月に、5地区で地域交通支援について映像や資料配布、パネル展示物を使った説明会を開催しました。また、会場では各地域の要望や意見についてのアンケートや個別相談を実施しました。

説明会のスケジュール

対象地区	日時	会場	参加者数
北部地区	10/9(金)14~16時	北部地区サービス事務所(第1・2会議室)	22
東部地区	10/14(水)14~16時	目黒区民センター社会教育館(レクホール)	9
全地区	10/16(金)18~20時	目黒区総合庁舎(2F大会議室)	9
南部地区	10/20(火)14~16時	原町住区センター(第1・2会議室)	9
中央地区	10/23(金)14~16時	碑文谷体育館(3F会議室)	8
西部地区	10/27(火)14~16時	緑が丘文化会館本館(第3研修室)	6
計			63



説明会での個別相談による要望

地区	要望内容
北部地区	バスを走らせる会の地域検討組織があり、駒場東大前駅、池尻大橋駅、中目黒駅、区役所等の公共施設を回る、南北方向の移動手段を要望する。
東部地区	厚生中央病院へのバスがないので、目黒駅、厚生中央病院、茶屋坂、区役所、中目黒駅等を回る移動手段を要望する。
西部地区 南部地区	南から東京医療センターやパーシモンへの移動が不便で、南、都立大学駅、パーシモン(区民キャンパス)、東京医療センター、駒沢公園を回る移動手段を要望する。



説明会開催の様子

## 地域交通導入に向けた地域の取組経過

# 1.各地区の取組み状況

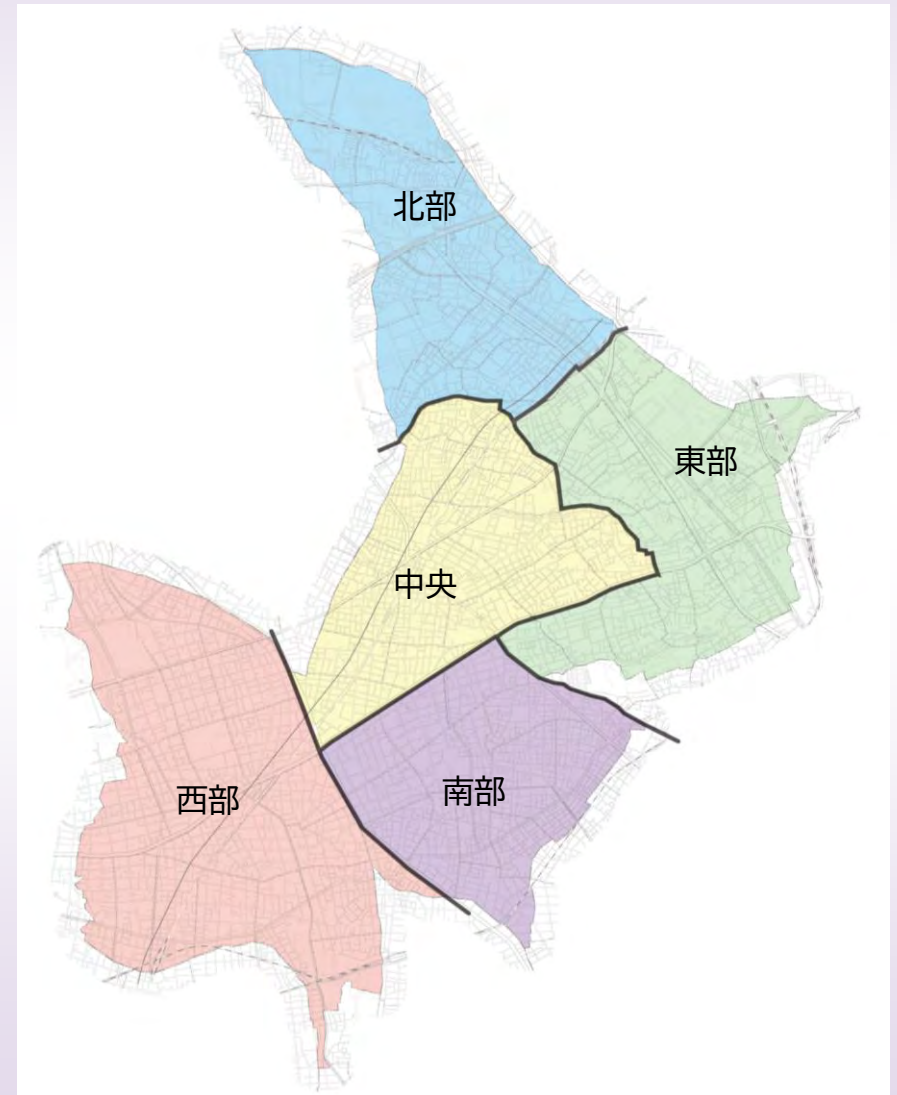
令和3年3月に3地区(北部、東部、西部)の運行ルートのイメージを公表後、北部と東部の2地区で地域住民の勉強会が開催されています。

北部地区の取組み状況

名称	メンバー構成	対象地域	検討状況
さんまバスを走らせる会	各地域の住民	北部地区全域	運行ルートの検討
駒場地域交通研究会	駒場町会、住区、商店会、PTA、老人クラブ等	駒場1~4丁目	アンケート調査
東山三丁目地域交通研究会	東山三丁目自治会、住区、商店会、PTA等	東山3丁目	アンケート調査

東部地区の取組み状況

名称	メンバー構成	対象地域	検討状況
三田地域交通研究会	目黒三田町会、住区、PTA、近隣施設等の関係者	三田1~2丁目、目黒区施設周辺	運行ルートの検討 協議会設立



目黒区の5地区



## 2. 東部地区での取り組み

目黒三田地域交通研究会として、これまでに勉強会や試走会等を実施し、地域のみなさまで運行形態やルート、車両についてなど、地域交通導入に向けての検討を進めてきました。

### R3年5月 第1回目

- 活動について
- 課題の把握
- 今後の検討方針



### R3年6月

- 三田地域と田道小PTAでアンケート調査の実施



### R3年10月 第2回目

- 地域交通アンケート実施結果
- 関係機関(バス事業者、交通管理者)との調整経過
- 運行ルート素案の検討
- バス停設置の条件の整理



### R3年11月 第3回目

- 運行ルート素案で試走会を実施



第2回 勉強会



第3回 試走会



# 3.必要な道路幅員の確認

東部地区で地域交通を導入するにあたり、小型バスの運行を想定し必要な道路幅員の確認を行いました。

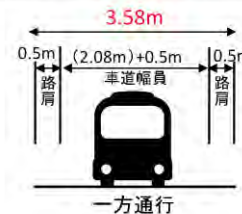
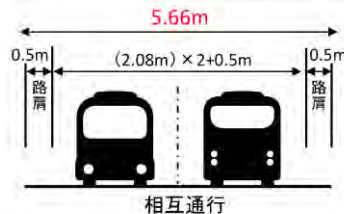


東部地区の道路幅員図

東部地区で運行を想定する小型バス車両のイメージ (日野：ポンチョ)



小型バス	車両幅	2.08m (ポンチョ相当)
道路幅員	相互通行	$2.08 \times 2 + 0.5 + 0.5 \times 2 = 5.66\text{m}$
	一方通行	$2.08 + 0.5 + 0.5 \times 2 = 3.58\text{m}$

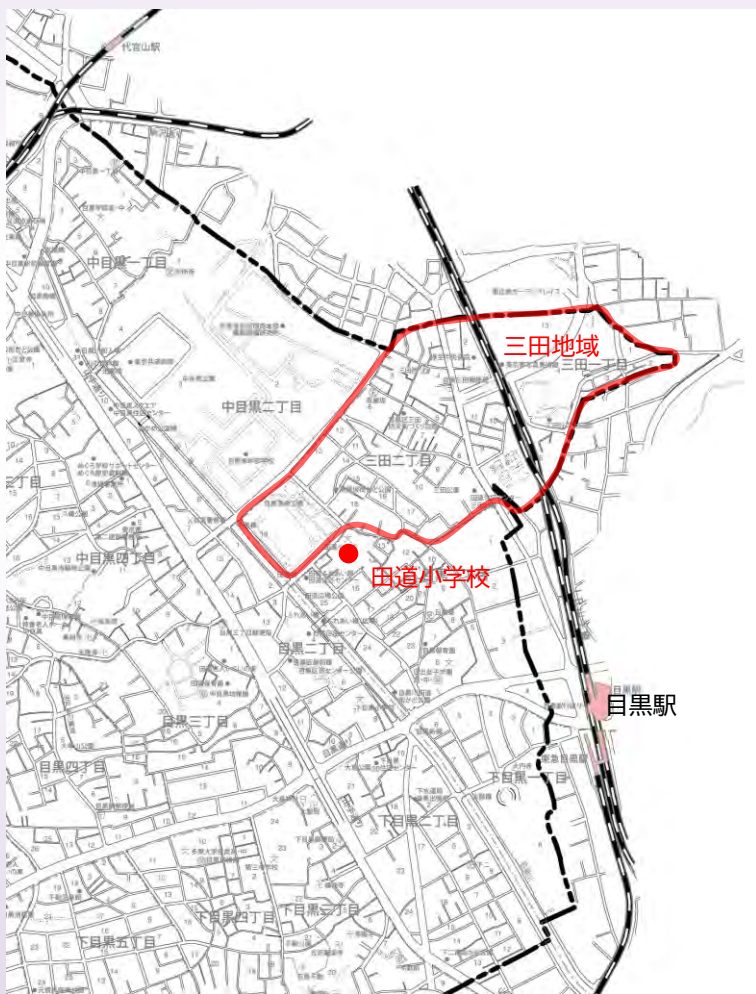




# 4.地域交通導入に向けたアンケートの実施

東部地区で地域交通を導入するにあたり、2021年6月に三田地域と田道小PTAで地域交通の利用意向や運行形態に関するアンケート調査を行いました。

アンケート結果の概要



三田地域と田道小学校

質問事項	回答結果		
	三田地域	田道小 PTA	
新たな地域交通の利用意向	約 8 割	約 9 割	
地域交通を使って行きたい施設 (上位 2 施設)	(公共施設・住区センター)	目黒区役所 区民センター	目黒区役所 区民センター
	(病院)	東京共済病院 厚生中央病院	東京共済病院 厚生中央病院
	(駅)	中目黒駅 目黒駅	中目黒駅 目黒駅
	(商業施設)	マルエツ目黒店 ニトリ中目黒店	恵比寿ガーデンプレイス 中目黒商店街
	(公園)	林試の森公園 目黒天空庭園	林試の森公園 目黒天空庭園
運行頻度	週 3 日 : 約 3 割 週 1 日 : 約 3 割	週 3 日 : 約 3 割 週 1 日 : 約 3 割	
運行時間帯	9~13 時 : 約 4 割 13~16 時 : 約 3 割	9~13 時 : 約 4 割 13~16 時 : 約 2 割	
運行本数	15~20 分に 1 本 : 約 6 割	20 分に 1 本 : 約 7 割	
運行車両	小型バス : 約 5 割	小型バス : 約 6 割	
運行形態	路線定期運行 : 約 10 割	路線定期運行 : 約 10 割	
利用運賃	1 回 100 円 : 約 7 割	1 回 100 円 : 約 7 割	

# 5.地域交通導入の課題の確認

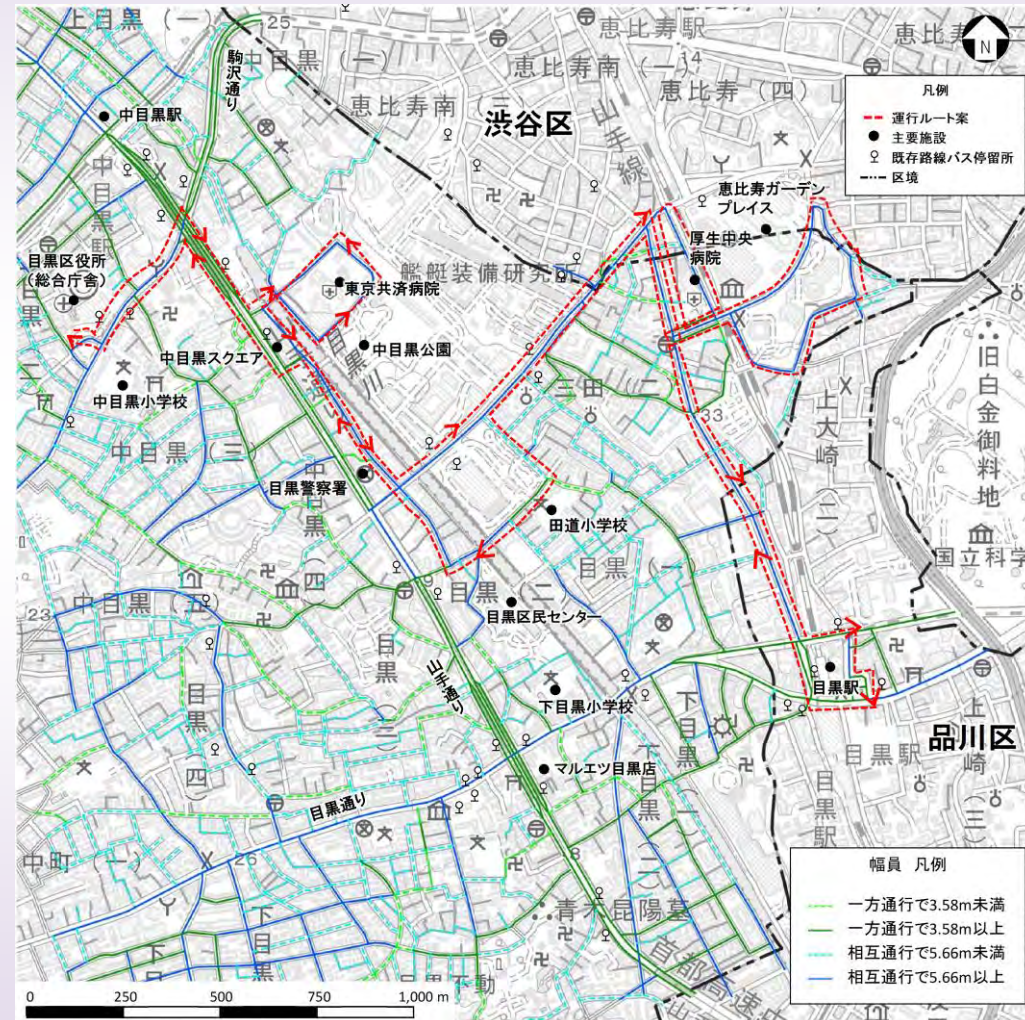
地域交通を導入するにあたり、バス事業者や交通管理者との意見交換を実施し、導入や運行にあたり要望や意見を伺いました。

区分	主な意見・要望
運行ルート	発着停留所が既存バス路線と同じもしくは近接地(経由地に関わらず)など、既存バス路線に影響が出る運行ルートとならないこと。
	「直接行ける」のは利用者にとってはとても魅力的だが、需要・区内既存公共交通との関係性を考えると現実的に厳しい。(既存路線バスの活用)
	運行ルートでは山手通りと目黒通りは、極力既存路線バスのルートと重複しないで欲しい。(既存バスの減収による減便・廃止等の輸送サービスの低下防止)
	ルートやバス停を絞った方が良い。多くの場所を回ろうとすると時間がかかり、その分バスの台数やドライバーも必要になり、ランニングコストが膨らむ。
	相互通行では、最低でも5m以上は必要だが、現地の状況にもより、車両のすれ違いスペース確保や交通安全対策が必要になる場合がある。
	田道小学校通学路(特に小学校付近)を運行する場合は、田道小学校(PTA、関係者等)の理解を得る必要がある。(運行時間規制や運行ルートの迂回などの調整が必要)
	隣接区の道路を運行ルートに設定する場合は、各所轄警察との調整が必要となる。(目黒駅周辺:品川区、恵比寿ガーデンプレイス:渋谷区)
運行形態	病院利用など日常の新たなバス需要の掘起しについては異論ないが、既存バス路線に影響が出る運賃形態(既存路線バスと同等でない)についての検討(調整)は困難。(運賃の安さによる利用者の流動防止)
	区役所へのアクセスは既存の公共交通機関で充足できていないか。区役所へ毎日毎便需要があるのか検討の余地あり。(定時定路線で運行するほど利用数が見込めるか)
バス停設置	目黒駅前におけるバス停の供用については、既存バスの待機所にも活用されており、新たな地域交通の停留所としての供用は困難である。新設は可能だが、駅周辺の停車スペースは限られているため、駅から少し離れた場所等の検討も必要となる。
	他のバス停であっても、供用する場合は既存路線バスのダイヤ改正に伴い同様の状況が起きる可能性がある。
乗換地点	乗換地点としての活用は検討可能。乗換とした際の料金形態や割引等については調整が必要となる。
採算性	1km700円程度の運行経費が必要であり、300m程度に1箇所バス停を設置した場合、3つのバス停を運行する間に3~4人の利用客が必要
	新型コロナの影響もあり、既存路線バスの利用者減少により厳しい経営状況のため、赤字での運行は難しい。
	運賃を1回100円とした場合、運行経費の不足分として行政の財政負担が増えることになる。(継続的な運行が困難)
スケジュール	実験運行に向けた運行許可等の手続きは最低3か月必要であり、事前に調整も必要となるため、半年から一年程度は必要となる。

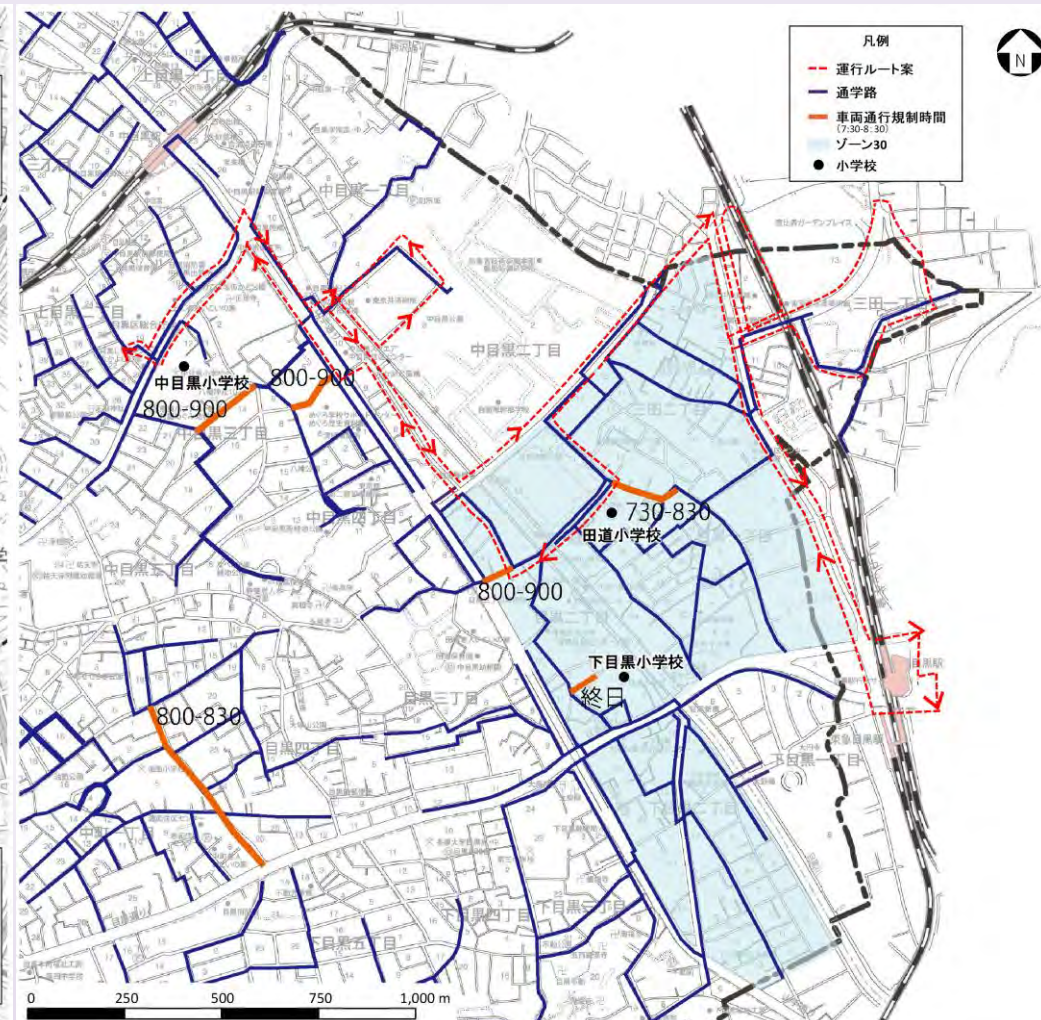


# 6. 東部地区での運行ルート素案の作成

これまでの勉強会での内容を踏まえ、目黒駅～目黒区役所を南北に繋ぐ運行ルート素案を作成しました。



東部地区での運行ルート素案(道路幅員図)



東部地区の通学路等



# 7.試走会の実施

検討した運行ルート素案で、実際の運行を想定した大きさの車両で試走会を実施しました。

試走日時 令和 3年 11月 27日 (土) 10:00~15:00

試走車両 トヨタ・コースター (29人乗り・全長 7m)  
※実運行予定車両 (日野ポンチョ) とほぼ同じ大きさ

試走行程

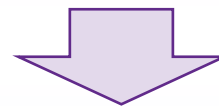
1回目出発	10:00	目黒三田町会事務所 (目黒区三田 1-9-17) 1周 約45分
2回目出発	11:00	目黒三田町会事務所 (目黒区三田 1-9-17) 目黒三田経由 → 目黒区役所 (3階南口車寄せ)
3回目出発	13:00	目黒区役所 (3階南口車寄せ) → 目黒三田町会事務所
4回目出発	14:00	目黒三田町会事務所 (目黒区三田 1-9-17) 1周 約45分
終了	15:00	目黒三田町会事務所 (目黒区三田 1-9-17) ※途中下車可



試走会の様子

## 試走会で確認された課題点

- 一部区間では路上駐車が多く、通行が困難な箇所が存在した
- バス停の設置検討箇所については現地での確認が必要



試走会で確認された課題を踏まえ、ルートやバス停設置箇所の検討を行う



今後、現地調査を実施した上でバス停を約300m間隔で設定し、運行ルート案を作成

# 8. 東部地区交通協議会

東部地区では地域交通の導入の具体的な検討に向けて運行ルート素案沿道の町会等の関係団体と協議会を設立しました。

## R3年12月 関係地域の検討経過説明会

- 目黒三田地域交通研究会の活動状況
- アンケート結果
- 運行ルート素案



## R4年1月 協議会(準備会)の開催

- 関係地域の活動内容や範囲の確認
  - 今後の取組み方の確認
- ※)書面会議にて実施



## R4年3月 第1回協議会

- 東部地区の運行ルート案の確認
- 東部地区の今後の進め方の確認



## R4年3月 第1回地域公共交通会議へ報告

- 東部地区の運行ルート案の報告



関係地域の検討経過説明会



第1回協議会



**STEP 1**  
＜検討に向けた準備＞

**移動に関する困りごとの確認**

- 移動に関する困りごとの有無を地域の人たちで確認して、行政窓口にご相談ください。

バス停までの坂道が大変  
今は歩けるけど将来は心配

**勉強会の設立**

- 地域の人を5名以上集め、行政窓口にて『勉強会』の登録申請してください。

地域の特徴やみんなが困っていることを話し合みましょう  
勉強会 → 登録  
5名以上

**移動に関する課題及びニーズの明確化**

- 地域の移動の現状や問題点を把握するため、アンケート等を行って『課題やニーズ』を整理します。

地域の人たちの意見をもとに行政がアンケート票を作成します

移動に関するアンケート  
○○○・・・  
○○○・・・

**協議会の設立**

- 町会関係者等を含む地域の人10名以上で『協議会』を設立し、地域の移動に関して具体的に検討します。

地域のことに詳しい町会関係者の人たちと一緒に話し合みましょう  
協議会の設立 → 具体的な検討  
10名以上

**STEP 2**  
＜地域の状況に応じた地域交通の検討＞

地域の実情に応じて、以下の3つの視点から地域交通に関する検討を行います。

**既存交通の活用に関する検討**

- 地域内で運行されている路線バスや送迎バス等について、運行ダイヤの変更や運行ルートの新設・変更などを考えます。

参考例のイメージ図  
路線変更  
バス停が遠い  
路線新設

**新たな地域交通の導入に関する検討**

- 地域のニーズにあう車両の選定や運行ルート、運行方法等について考えます。

参考例のイメージ図  
【定時定路線型】  
路線バスと同様の運行形態  
【デマンド型】  
予約なし  
予約あり  
予約あり

**タクシーの活用に関する検討**

- 地域でまとまった移動の需要が見込めない場合は、タクシーを活用した移動手段を考えます。

参考例のイメージ図  
【共同利用】  
Aさん Bさん Cさん  
共同利用のための乗降場  
【相乗り利用】  
Aさん Bさん Cさん

地域交通の選定

地域の人たちが使いやすい地域交通を決定

地域の人たちが、最も利用する移動手段を選びます。

**STEP 3**  
＜地域交通の実証実験＞

**実証実験計画の立案**

- 地域交通の導入に必要な実証実験を行うため、地域・行政・事業者等で話し合い、計画の案を作ります。

協議会 行政 事業者  
調整  
実証実験計画の立案

**実証実験計画書の作成**

- 地域交通の導入に向けて、具体的な目標や評価方法などを決めて『実証実験計画書』を作ります。

運行時間や運行本数、目標の利用者数などを考えます  
実証実験計画書

**実証実験の実施**

- 実証実験を運行してくれる事業者を選び、実証実験計画書に従って『地域交通の実証実験』が始まります。

地域の人たちへPRを行います  
地域交通の実証実験の開始

**実証実験の評価**

- 実証実験中の利用状況や利用者の意見を聞いて評価を行い、本格実施できるかどうかを判断します。

本格実施移行困難  
本格実施へ移行  
利用者：少  
利用者：多

**STEP 4**  
＜地域交通の本格実施＞

**本格実施計画書の作成**

- 実証実験の結果を踏まえて、必要に応じて具体的な目標や評価方法など修正して『本格実施計画書』を作ります。

本格実施計画書  
各種手続き  
各関係機関

本格実施に向けて、各種手続きに必要な資料作成は行政が行います

**地域交通の本格実施**

- 本格実施を運行してくれる事業者を選び、本格実施計画書に従って『地域交通の本格実施』が始まります。

地域交通の本格実施の開始  
日常生活の移動手段として地域の人たちが積極的に利用してください

**地域交通の継続可否の判断**

- 本格実施運行の運営状況の報告内容を踏まえて評価を行い、地域・行政・事業者が協議し、地域交通の継続可否を判断します。
- 地域交通を継続運行するために、利用者数の増加や利用促進のための改善に継続的に取り組んでいただきます。
- 地域交通は、地域の人たちで、守り育てていきましょう。

継続して運行していけるよう、みんなで利用しよう



## 2 実証実験運行までの流れ

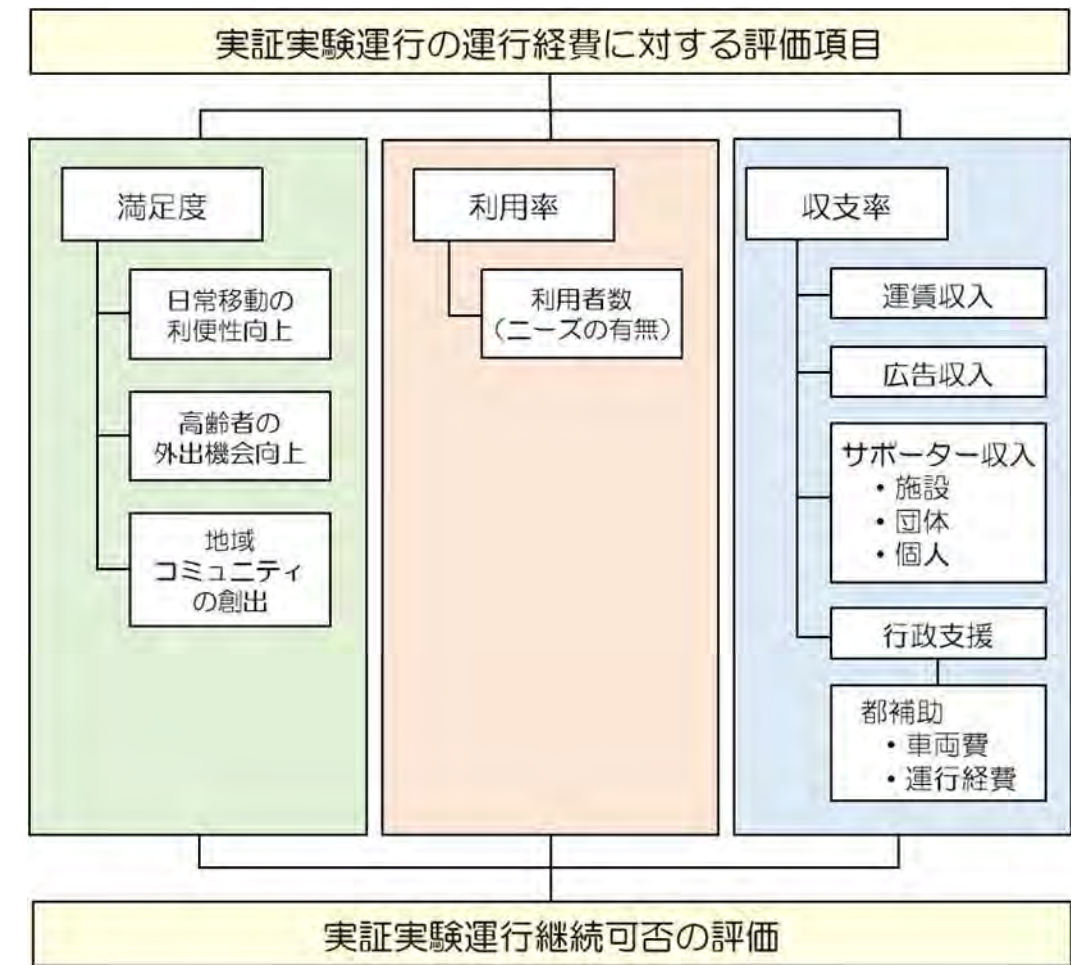
実証実験運行の実施にあたり、勉強会から協議会を経て検討した、運行ルートや運行形態等の具体的な検討内容について、地域公共交通会議に諮って合意形成を図り、実証実験運行に向けた申請の手続きを行っていく。



## 3 評価の考え方

地域交通の持続可能な運行を確保するには、運行経費に対する運賃収入等による採算性や事業効果等を十分検討し、事業の継続を判断していく必要がある。そのため、実証実験運行を下記の評価項目で検討していく。

- 地域住民の交通利便性向上や高齢者等の外出機会の向上、地域コミュニティの創出などの「満足度」
- 運行本数に対する利用者数の割合を示す「利用率」
- 運行経費に対する運賃収入等の割合を示す「収支率」



## 4 実証実験運行期間の考え方

### 実証実験運行期間の設定

実証実験運行期間 : 基本1年間

実証実験延長運行期間 : 最長2年間

実証実験運行期間は、交通事業者や他自治体へのヒアリングなどから、短期間の実験では利用者の集中や季節により利用者数が変化するため、正確な判断を行うには最低1年間の運行が必要である。

また、収支率改善に向けた運行方法等を見直す場合、見直しの検討、関係機関との合意形成、運行許可申請、見直し後の運行、実施結果の評価などを行うため、実証実験運行期間を最大連続3年間とする。



## 5 地域交通導入に向けた取組（東部地区）

項目	要望のまとめ	評価等
移動目的	通院、買物、区施設への移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線バスが運行していない地域の移動手段</li> <li>地域住民の利用以外に病院や商業施設、区施設への移動手段として外部からの利用が想定される</li> </ul>
目的 地	公共施設等	目黒区役所総合庁舎、 目黒区民センター、 中目黒スクエア、目黒警察署 <ul style="list-style-type: none"> <li>既存路線バスからの乗継ぎ利用が想定される</li> <li>他地区から田道ふれあい館（高齢者利用施設）への移動手段の要望がある</li> </ul>
	病院	東京共済病院、厚生中央病院、 東邦医大大橋病院、東京医療センター、 三宿病院 <ul style="list-style-type: none"> <li>区内外の病院利用者の移動手段として平日利用が見込める</li> <li>運行ルート外の病院へは、既存路線バスへの乗継ぎを考慮する</li> </ul>
	駅	中目黒駅、目黒駅 <ul style="list-style-type: none"> <li>目黒駅で既存路線バスへの乗継ぎを考慮する</li> <li>中目黒駅へは既存路線バスとの競合を極力避ける</li> </ul>
	商業施設	恵比寿ガーデンプレイス、中目黒商店街、 マルエツ目黒店、ニトリ中目黒店 <ul style="list-style-type: none"> <li>恵比寿ガーデンプレイスでは、スーパーマーケット等の出店予定があり、日常の買物客の利用が想定される</li> </ul>
	公園	林試の森公園、目黒天空庭園 中目黒公園 <ul style="list-style-type: none"> <li>運行ルート外の公園へは、既存路線バスへの乗継ぎを考慮する</li> </ul>
運行頻度	毎日利用は2割以下 週1～3日利用が全体の約5割	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の利用者数を想定して運行する曜日を検討する</li> </ul>
運行時間帯	9時～16時の利用が全体の約6割	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の利用時間から運行時間帯を検討する</li> </ul>
運行本数	20分に1便が全体の7割弱 30分以内の1便で全体の9割弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の利用者数や運行車両の必要台数を考慮して運行本数を検討する</li> </ul>
運賃	1回100円が全体の約7割 1回200円が全体の3割弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行経費と運賃等の収入に対する収支率を考慮して運賃を検討する</li> </ul>

### 【東部地区交通協議会（経過説明会、準備会、協議会）での主な意見】

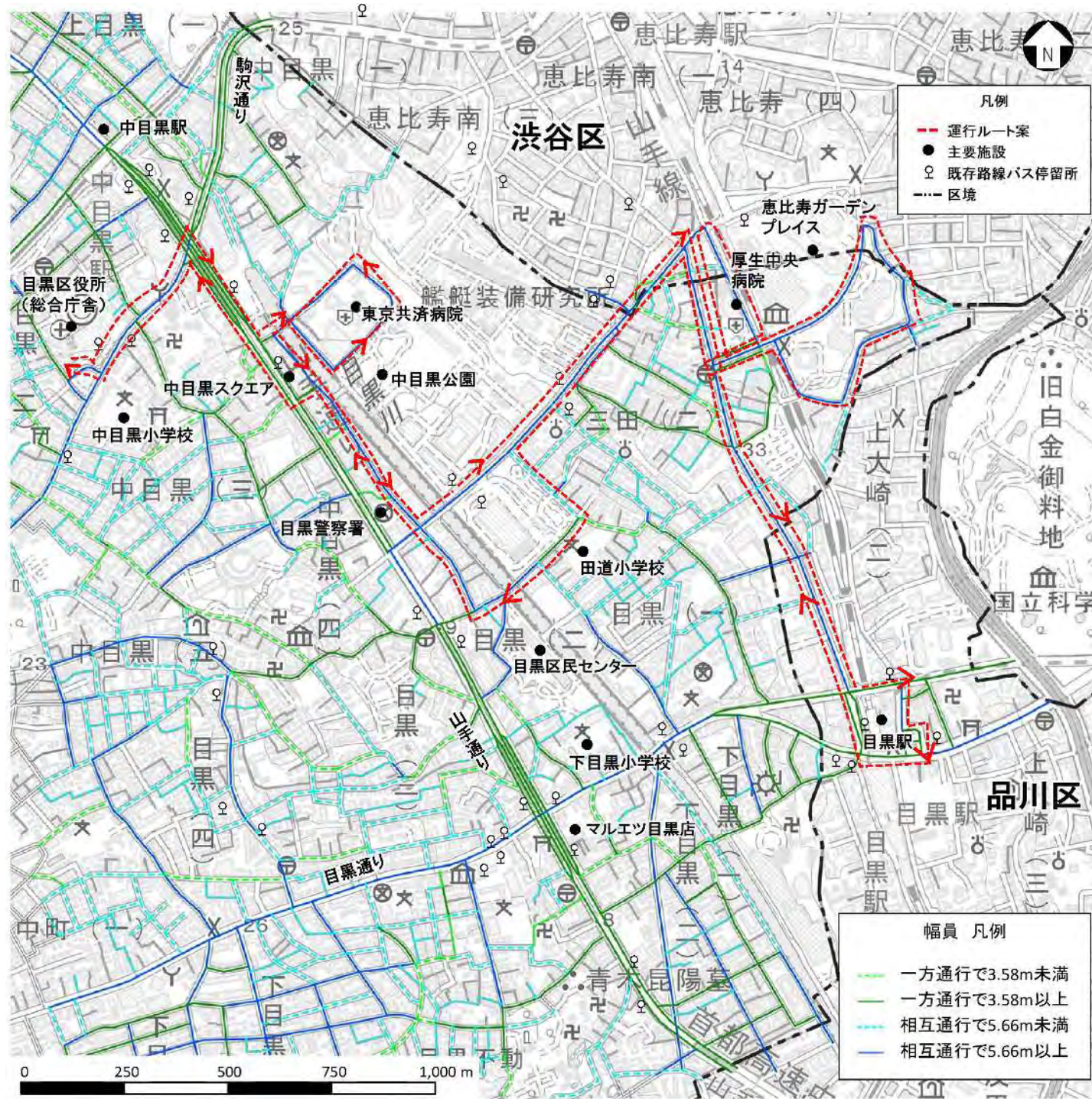
- これまでの勉強会での検討経過やバス事業者等との調整を踏まえ、現在のルート案が良いと思う。
- 運行候補ルートの試走会に参加し、適切なルートだと思う。また、庁舎や2つの病院を通るのは良いと思う。
- 実験運行を行って状況次第で運行ルートや運行形態を再検討する必要がある。
- 赤字運営にならないように検討する必要がある。
- 通学路部分は、時間帯や運行形態などを含めて検討し、歩車分離されていない道路では特に注意が必要である。
- バス停の共有や乗換えなど、利用者の利便性向上を考えて検討し、調整する必要がある。

### 【これまでの検討経過を踏まえた東部地区の検討方針】

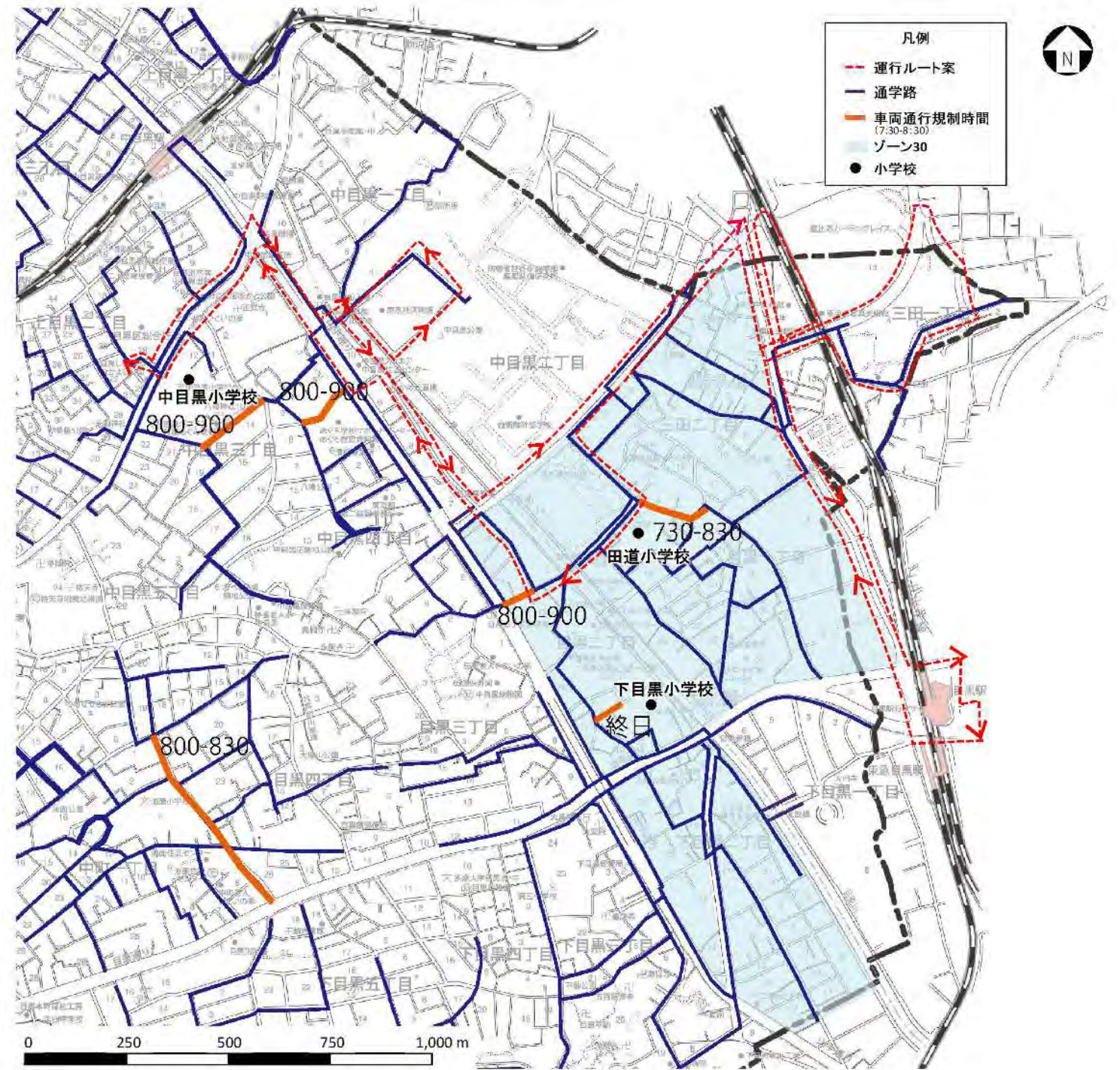
- 運行ルートは公共交通空白地域と公共施設（駅・病院・区施設等）の主要施設を連絡する
- 既存路線バスへの乗り継ぎを基本としてルート検討し、既存路線バスと競合するルートを極力避ける（既存路線バスへの影響を考慮）
- 東部地区以外の目的地（病院や公園等）へは、既存路線バスが活用しやすい乗換え箇所を考慮して検討する
- 運行頻度や運行時間帯は、行きたい施設の開館時間や児童の登下校時間を考慮して検討する
- 運行本数や、運行形態、利用運賃は、継続的な運行を目指し、利用率や収支率を勘案して検討する
- 既存路線バスへの乗継ぎを前提として、利用者の利便性が向上するよう運行事業者の選定を検討する



6 東部地区の運行ルート（案）



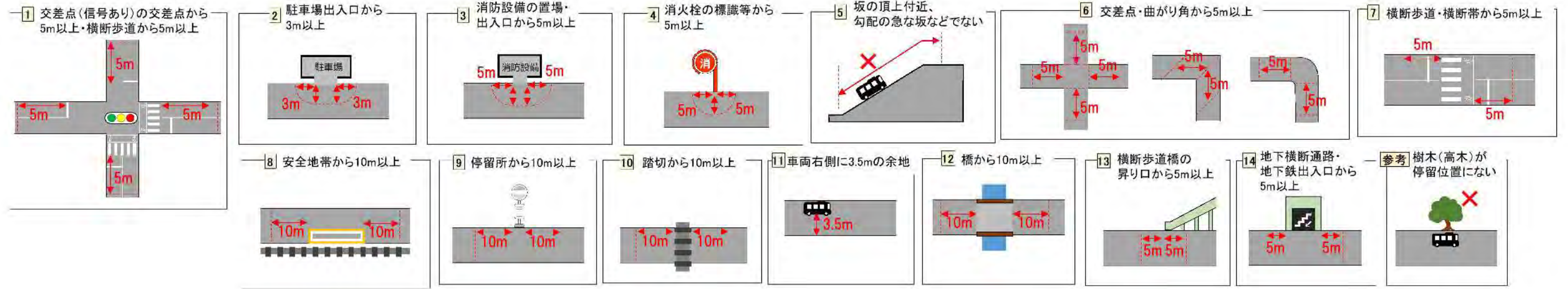
東部地区での運行ルート案(道路幅員図)



東部地区の通学路等



## 7 バス停設置の条件整理



※ 道路交通法（駐停車禁止、駐車禁止）、東京都道路占用許可基準より抜粋

### バス停設置評価一覧（案）

No.	名称(仮)	評価	条件														備考											
			1 交差点(信号あり)の交差点から5m以上	2 駐車場出入口から3m以上	3 消防設備の置場・出入口から5m以上	4 消火栓の標識等から5m以上	5 坂の頂上付近、勾配の急な坂などでない	6 交差点・曲がり角から5m以上	7 横断歩道・横断帯から5m以上	8 安全地帯から10m以上	9 停留所から10m以上	10 踏切から10m以上	11 車両右側に3.5mの余地	12 橋から10m以上	13 横断歩道橋の昇り口から5m以上	14 地下横断通路・地下鉄出入口から5m以上	参考 樹木(高木)が停留位置にない	前後に別候補地の有無	その他									
①	目黒三田会館前(A)	C	20m	○	7m	○	5m以上	○	5m以上	○	なし	○	5m	△	20m	○	なし	○	6.97	○	なし	○	なし	○	あり	×	なし	
②	日の丸自動車学校	C	36m	○	10m	○	5m以上	○	15m	○	なし	○	36m	○	36m	○	なし	○	6.96	○	なし	○	なし	○	あり	×	なし	

## 8 東部地区での今後の取組方

### 【東部地区の地域交通の検討の流れ】

